

消費生活における食の安全について

食品の購入前に必ず「表示」を確認しましょう

産地・原材料・賞味（消費）期限・添加物の有無・アレルギー物質の有無、保存方法等々の表示を手掛かりに安全安心な食品を選択しましょう。



注意・「不当表示」って？

① 優良誤認

- 例
- ・「スカイベリーのジャム」と表示して販売したのに・・・
実際は「スカイベリー」以外のイチゴを使ったジャムであった。
 - ・「とちぎ和牛」と表示していたのに・・・
実際は「とちぎ和牛」ではない牛肉であった。



② 有利誤認

- 例
- ・「地域で一番安い店」と表示したのに・・・
実際は、周辺の価格調査をしておらず、根拠のない表示であった。

③ その他誤認されるおそれのある表示（食品に関するものを掲載）

- 1) 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- 2) 商品の原産国に関する不当な表示

誤解しやすい表示に注意

糖 類 ゼ ロ : 糖類の場合、0.5g未満の場合、ゼロと表示できます。
食品 100g 当たり（液状の場合は、100ml）で決められた基準値未満であれば、「ゼロ」「無」「ノン」「フリー」などと強調表示ができます。

塩 味 控 え め : 味覚に関する表現
「おいしい」「まろやか」「ソフト」「うす塩味」など
味覚に関する表現に対しては、明確な基準がありません。

手 打 ち 風 : すべて手作業で作られたわけではなく、手打風または手打式の機械を使用して作られたという意味です。

50% オ フ : 何を基準として「50%オフ」なのか、栄養成分表示を見て確認しましょう。



健康食品を利用するにあたって

※ 健康食品は、あくまで食品です。

医薬品（医薬部外品）ではありません。

疾病の治療・予防等について表示することはできません。



特定保健用食品

一定の条件をみたし、保健の機能をうたうことができる食品

国が製品ごとに有用性と安全性を審査し、認められたものだけが「特定保健用食品マーク」と保健の機能を表示することができます。

許可された保健の機能について表示が可能

例 「おなかの調子を整える」

「血圧が高めの方に適する」

栄養機能食品

栄養素（ビタミン・**ミネラル**）の補給のために利用される食品

1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分量が基準の範囲内である場合に栄養素の機能を表示できます。

国の個別審査を受けたものではありません。

含有する栄養成分の機能について表示が可能

例 「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」

機能性表示食品（新制度）

特定の保健の目的が期待できる（健康の維持及び増進に役立つ）という食品の機能性を表示することが出来る「機能性表示食品」の制度が出来ました。

特定保健用食品（トクホ）とは異なり、国の個別審査を受けたものではありません。

疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。

疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。

健康作りのためには、十分な睡眠と運動に加え、バランスの良い食事が基本です。機能性表示食品に頼るのではなく、自身の食生活を見直すことが大切です。

消費期限 : 品質の劣化が早い食品につけられます。



記載された方法で保存した場合、品質の劣化で安全性を欠く恐れがないと認められる期限を示す年月日をいいます。

つまり、「安全に食べることができる期限」です。

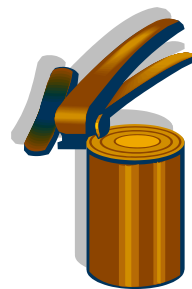
この期限を過ぎたら食べない方がいいとされています。

賞味期限 : 品質の劣化が比較的遅い食品に付けられています。

記載された方法で保存した場合、品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいいます。

つまり「おいしく食べることができる期限」です。

この期限を過ぎてもすぐ食べられなくなるわけではありません。



※食品ロス： 消費期限・賞味期限切れで捨てられる直接廃棄や皮の厚むきなどの過剰除去、食べ残しによって捨てられる部分のこと



家庭から出ている食品廃棄物は、**1072万ト**（全体の約**63%**）になります

食品ロスは、地球環境にも負荷を与えることになります。

地球環境を守るためにも食品ロスを減らすようにしましょう。